

一般財団法人日本要員認証協会  
 (2019年3月まで：一般財団法人日本規格協会)  
 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)

## 「業務経験のある事業分野」登録申請のご案内

当協会では、2017年4月より、品質マネジメントシステム(QMS)審査員及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員の方を対象に、“業務経験のある事業分野”登録を開始します。

(2018年8月より、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)審査員を対象に追加)

この“業務経験のある事業分野”は、QMS、ISMS又はOHSMSの審査員(審査員補、審査員、主任審査員)、エキスパート審査員、若しくはMS内部監査員、MS管理技術者資格をお持ちのご登録者毎に付与されるもので、MS毎あるいは資格種別毎ではありません。

“業務経験のある事業分野”登録の対象者及び申請登録方法は、以下のとおりです。

### (1) 対象者

QMS、ISMS又はOHSMSの審査員、エキスパート審査員、MS内部監査員、MS管理技術者として新規に登録申請される方又は現在登録されている方で、登録を希望する方のみです。“業務経験のある事業分野”登録をしなくても、資格の登録、維持(サーベイランス)及び更新は可能です。

### (2) 登録できる事業分野及び申請方法

登録できるのは、通算2年以上の業務経験がある「事業分野」です。「事業分野」は、以下の39分野に分類します。

登録を希望される方は、過去の業務経験等を所定の様式(「業務経験のある事業分野申請書」(様式2C))に記述し、勤務先上司等の証明を受けて、ご提出ください。また、各MS審査員登録申請書(様式1)の“「業務経験のある事業分野」登録”の項にチェックを入れて、併せてご提出ください。

登録が認められた事業分野(分野番号)は、「審査員登録証明書」に表記されます(2019年4月より、「審査員カード」への記載はなし)。

### 「事業分野分類」

分野番号	経済活動分野	分野番号	経済活動分野
1	農業、林業、漁業	21	航空宇宙産業
2	鉱業、採石業	22	その他輸送装置
3	食料品、飲料、タバコ	23	他の分類に属さない製造業
4	織物、繊維製品	24	再生業
5	皮革、皮革製品	25	電力供給
6	木材、木製品	26	ガス供給
7	パルプ、紙、紙製品	27	給水
8	出版業	28	建設
9	印刷業	29	卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業
10	コークス及び精製石油製品の製造	30	ホテル、レストラン
11	核燃料	31	輸送、倉庫、通信
12	化学薬品、化学製品及び繊維	32	金融、保険、不動産、賃貸
13	医薬品	33	情報技術
14	ゴム製品、プラスチック製品	34	エンジニアリング、研究開発
15	非金属鉱物製品	35	その他専門的サービス
16	コンクリート、セメント、石灰、石こう他	36	公共行政
17	基礎金属、加工金属製品	37	教育
18	機械、装置	38	医療及び社会事業
19	電氣的及び光学的装置	39	その他社会的・個人的サービス
20	造船業		

### (3) 登録のための料金

“業務経験のある事業分野”登録のための追加料金はありませんが、申請のタイミングによって、登録証明書発行のための手数料が必要です。

#### ★「審査員登録証明書」の発行について

資格の維持（サーベイランス）申請と同時、若しくは業務経験のある事業分野の登録／追加のみのご申請の場合、通常、「審査員登録証明書」を発行しておりません。登録が認められた事業分野番号が表記された「審査員登録証明書」の発行を希望される場合は、以下の料金を追加（振込み記録を添付）し、「登録証明書・審査員カード(再)発行依頼書」（様式9）を提出してください。

「審査員登録証明書」：1,100円（税込み）

注）「審査員カード」には、事業分野番号は記載されません。

### (4) 適用及び申請受付開始

2017年4月1日

審査員登録の要件及び申請書の記入方法等については、以下の文書を参照してください。

- 各 MS 審査員の“資格基準及び評価登録手順”（JRCA AQ130/AI130/AO100）
- 各 MS 審査員の“登録申請等各種手続きの手引き”（JRCA AQ330/AI330/AO300）

\* 「業務経験のある事業分野申請書」（様式2C）の記入例を添付します。

以上

# 様式2C 記入例1

申請日： 〇〇年 〇月 〇日

## 業務経験のある事業分野 申請書

登録番号（新規/資格拡大登録の場合は不要）： A〇〇〇〇〇〇

**【宣誓】** 私は、以下に記載したすべての情報が事実であることを宣言します。

申請者氏名： 規格太郎 (印) (署名又は記名押印)

注) JRCAは、提出された情報の事実関係を検証する場合があります。意図的な虚偽の情報であることが判明した場合は、登録資格の停止又は取消しとなる場合があります。

※申請する事業分野番号（【勤務先の事業内容】に対応する番号）注3）：

17		
----	--	--

※該当する項目にチェックしてください。

最初の登録     追加（登録済みの事業分野番号：    ）

期間 注1)		勤務先・事業内容、職種、業務内容 注2)	事業分野番号 注3)	証明 注4)
開始年月 2014.4	終了年月 2015.3	【勤務先、所属・役職】 渋谷工業(株) 製造部	17	左記の内容を証明します。 [所属・役職] 渋谷工業(株) 人事部長 [氏名] <u>原宿三郎</u> (印) [申請者との関係] 元雇用者 [TEL/e-mail] abcdefg@xyz.or.jp
期間合計 1年 0ヶ月		【勤務先の事業内容】 産業用ボルト・ナットの製造		
		【職種、業務内容】 自動車、建設機械用ボルト・ナットの製造技術、 生産管理		
開始年月 2013.4	終了年月 2014.3	【勤務先、所属・役職】 (株)兵庫鉄工所 設備管理部	17	左記の内容を証明します。 [所属・役職] 元(株)兵庫鉄工所 設備課長 [氏名] <u>大阪一郎</u> (印) [申請者との関係] 元同僚 [TEL/e-mail] 08-456-7890
期間合計 1年 0ヶ月		【勤務先の事業内容】 建築用鋼板の製造		
		【職種、業務内容】 メッキ鋼板工場の設備管理		
開始年月	終了年月	【勤務先、所属・役職】		左記の内容を証明します。 [所属・役職]
期間合計		【勤務先の事業内容】		[氏名]
年 月		【職種、業務内容】		[申請者との関係] (印) [TEL/e-mail]

【勤務先の事業内容】が異なっても、同じ事業分野(番号)に入るものであれば、同じ番号になります。

一つの事業分野(番号)で通算2年以上の経験期間が必要です。

**業務経験のある事業分野 申請書**

登録番号（新規/資格拡大登録の場合は不要）： A○○○○○

**【宣誓】私は、以下に記載したすべての情報が事実であることを宣言します。**

申請者氏名： 規格次郎 **印**（署名又は記名押印）

注）JRCAは、提出された情報の事実関係を検証する場合があります。意図的な虚偽の情報であることが判明した場合は、登録資格の停止又は取消しとなる場合があります。

※申請する事業分野番号（【勤務先の事業内容】に対応する番号）注3）：

10	19	
----	----	--

※該当する項目にチェックしてください。

最初の登録     追加（登録済みの事業分野番号：   ）

期間 注1)		勤務先・事業内容、職種、業務内容 注2)	事業分野番号 注3)	証明 注4)
開始年月 2015.4	終了年月 2016.3	【勤務先、所属・役職】 新宿石油(株) 本社管理部	19	左記の内容を証明します。 [所属・役職] 新宿石油(株) 管理部長 [氏名] <u>品川太郎</u> <b>印</b> [申請者との関係] 上司 [TEL/e-mail] 03-456-7890
期間合計 1年 0ヶ月		【勤務先の事業内容】 蓄電装置、太陽電池の製造、販売		
		【職種、業務内容】 人事・労務管理、社員教育		
開始年月 2014.4	終了年月 2015.3	【勤務先、所属・役職】 新宿石油(株) 静岡事業所	19	左記の内容を証明します。 [所属・役職] 新宿石油(株) 開発課長 [氏名] <u>横浜二郎</u> <b>印</b> [申請者との関係] 元同僚 [TEL/e-mail] 045-456-7890
期間合計 1年 0ヶ月		【勤務先の事業内容】 蓄電装置、太陽電池の製造、販売		
		【職種、業務内容】 蓄電池の開発、営業		
開始年月 2004.4	終了年月 2014.3	【勤務先、所属・役職】 新宿石油(株) 技術研究所	10	左記の内容を証明します。 [所属・役職] 元新宿石油(株) 研究部長 [氏名] <u>川崎三郎</u> <b>印</b> [申請者との関係] 元上司 [TEL/e-mail] 044-456-7890
期間合計 10年 0ヶ月		【勤務先の事業内容】 石油製品の精製、販売		
		【職種、業務内容】 精製技術の研究		

【勤務先の事業内容】が同じであれば、本人の【職種、業務内容】が異なっても同じ番号になります。

経験のある事業分野 申請書

登録番号（新規/資格拡大登録の場合は不要）： I S J - A ○ ○ ○ ○ ○ ○

**【宣誓】私は、以下に記載したすべての情報が事実であることを宣言します。**

申請者氏名： 規格三郎 印（署名又は記名押印）

注）JRCAは、提出された情報の事実関係を検証する場合があります。意図的な虚偽の情報であることが判明した場合は、登録資格の停止又は取消しとなる場合があります。

※申請する事業分野番号（【勤務先の事業内容】に対応する番号）注3）：

32	35	
----	----	--

※該当する項目にチェックしてください。

最初の登録     追加（登録済みの事業分野番号：   ）

期間 注1)		勤務先・事業内容、職種、業務内容 注2)	事業分野番号 注3)	証明 注4)
開始年月	終了年月	<b>【勤務先、所属・役職】</b> (有) 田町情報事務所 代表  <b>【勤務先の事業内容】</b> 情報技術コンサルティング  <b>【職種、業務内容】</b> ①情報システム技術指導、ISO認証取得支援 ②QMS&ISMS審査員	35	左記の内容を証明します。 [所属・役職] (有) 田町情報事務所 シニア コンサルタント [氏名] <u>品川太郎</u> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> [申請者との関係] 同僚 [TEL/e-mail] 03-456-7890
期間合計				2年 0ヶ月
開始年月	終了年月	<b>【勤務先、所属・役職】</b> (株) 三田銀行 管理部  <b>【勤務先の事業内容】</b> 預金業務、貸出業務等の銀行業務  <b>【職種、業務内容】</b> ①情報システムの開発、保守管理 ②貸出業務における営業、顧客の事業支援	32	左記の内容を証明します。 [所属・役職] 元(株) 三田銀行 管理部長 [氏名] <u>横浜二郎</u> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> [申請者との関係] 元上司 [TEL/e-mail] 045-456-7890
期間合計				10年 0ヶ月
開始年月	終了年月	<b>【勤務先、所属・役職】</b>   <b>【勤務先の事業内容】</b>   <b>【職種、業務内容】</b>		左記の内容を証明します。 [所属・役職]  [氏名]  [申請者との関係] <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>  [TEL/e-mail]
期間合計				年 ヶ月

注1) 一つの“業務経験のある事業分野”として登録できるのは、通算2年以上の経験期間がある分野です。二つ以上の勤務先や業務内容を同じ事業分野として申請する場合は、それぞれの期間で区分して記入してください。

注2) 経験した事業分野がわかるように、【勤務先、所属・役職】、【勤務先の事業内容】、本人の【職種／業務内容】について具体的に記述してください。フルタイムでの勤務であれば雇用形態は問いません。パート／アルバイトでの限られた時間だけの勤務及び訓練要員としての見習い勤務は含まれません。

注3) 以下の「事業分野分類」に従って、記入いただいた一つの業務経験に対して、事業分野番号（1～39）を一つ記入してください。

登録する“事業分野番号”は、【勤務先の事業内容】に対応するものです。同じ事業の中で仕事をされていた場合は、ご本人の職種／業務内容が、例えば人事、経理、生産管理、製造、設備管理、品質保証、研究開発、営業、・・・等と異なっても、すべて同じ事業分野（番号）になります。

注4) 記述いただいた業務経験について証明できる方（ご本人以外で勤務先の上司/同僚など）から署名又は記名押印をもらってください。また、その証明者の所属・役職、申請者との関係、連絡先（TEL/e-mail は、いずれか一つで可）を記入してください。

事業分野分類			
分野番号	経済活動分野	分野番号	経済活動分野
1	農業，林業，漁業	21	航空宇宙産業
2	鉱業，採石業	22	その他輸送装置
3	食料品，飲料，タバコ	23	他の分類に属さない製造業
4	織物，繊維製品	24	再生業
5	皮革，皮革製品	25	電力供給
6	木材，木製品	26	ガス供給
7	パルプ，紙，紙製品	27	給水
8	出版業	28	建設
9	印刷業	29	卸売業，小売業，並びに自動車，オートバイ，個人所持品及び家財道具の修理業
10	コークス及び精製石油製品の製造		
11	核燃料	30	ホテル，レストラン
12	化学薬品，化学製品及び繊維	31	輸送，倉庫，通信
13	医薬品	32	金融，保険，不動産，賃貸
14	ゴム製品，プラスチック製品	33	情報技術
15	非金属鉱物製品	34	エンジニアリング，研究開発
16	コンクリート，セメント，石灰，石こう他	35	その他専門的サービス
17	基礎金属，加工金属製品	36	公共行政
18	機械，装置	37	教育
19	電氣的及び光学的装置	38	医療及び社会事業
20	造船業	39	その他社会的・個人的サービス

**\* 「業務経験のある事業分野」登録のための料金について**

a) 登録申請される MS 審査員資格に関わる新規又は資格拡大登録、格上げ、エキスパート審査員登録、若しくは更新申請と同時に事業分野登録を申請される場合は、追加料金は不要です。評価・判定後に、登録が認められた事業分野番号が表記された「**審査員登録証明書**」を送付いたします。

b) 資格の維持（サーベイランス）申請と同時、若しくは事業分野の登録／追加のみのご申請の場合も、登録のための追加料金はありますが、事業分野番号が表記された「**審査員登録証明書**」の発行を希望される場合は、以下の料金を追加（振込み記録を添付）し「登録証明書・審査員カード(再)発行依頼書」（様式9）を提出してください。

「審査員登録証明書」：1,100 円(税込み)

以上  
(2019. 10. 1 改)